

愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅外壁修繕業務仕様書

この仕様書は、愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅の外壁修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県南予地方局八幡浜第三職員住宅外壁修繕業務

2 業務内容

八幡浜第三職員住宅外壁調査結果に基づき、爆裂箇所の修繕を行う。

※詳細は修繕内訳書のとおり。

3 業務期間

契約締結日から令和6年12月28日まで

4 実施要領

- (1) 受託者（以下、乙という。）は、愛媛県（以下、甲という。）が提供する八幡浜第三職員住宅外壁調査結果報告書をよく確認し、業務内容について甲と協議の上、施工方法等の詳細を決定すること。
- (2) 乙は、修繕に必要な器具の調達や人員の確保等を適切に行い、施工にあたっては安全に細心の注意を払うこと。
- (3) 各修繕箇所の修繕前・修繕中・修繕後の写真を撮影し、業務完了後に提出すること。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、乙は入居者及び周辺住民に支障のないよう十分注意すること。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了（完成検査）後1年以内に、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。